保証事務の取扱いについて





目
次

- I 静岡県信用保証協会の概況
- Ⅱ 保証申込手続き
- Ⅲ 保証審査(資格要件審査)
- IV 保証審査(与信審査)

I 静岡県信用保証協会の概況

保証状況 (令和7年2月末時点)

保証債務件数:101,338件 ※企業者数 46,676

保証債務残高:1,059,283百万円

保証承諾 (金額:億円)

年度部支店	令和3年度		令和4年度		令和5	5年度	令和6年度(2月末)		
	金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比	
営業部	784	20.5%	1,018	129.9%	1,041	102.3%	659	73.4%	
浜松支店	725	20.7%	1,113	153.5%	1,047	94.1%	607	65.8%	
沼津支店	720	20.0%	1,126	156.3%	977	86.8%	618	72.4%	
合 計	2,228	20.4%	3,256	146.1%	3,065	94.1%	1,884	70.5%	
全国計	77,220	22.0%	82,123	106.3%	99,983	121.7%	77,492	87.9%	

Ⅲ 保証申込手続き

1 保証申込書類

保証付融資が適当であると判断した場合は、申込書類の作成をお願いします。 申込書類は下記の書類で構成されています。提出書類に不足がある場合には、受付 および保証審査が円滑に進まないため、漏れのないようにご協力お願いします。

- ○信用保証委託申込書・・・企業が保証協会に信用保証を委託する申込書です。
- 保証人等明細(信用保証委託申込書の裏面)・・・保証人を徴求する場合にご記入ください。
- 申込人(企業)概要・・・申込人の概要、経営者の略歴等を記載する書類です。
- 信用保証依頼書・・・金融機関が保証協会に信用保証を依頼する書類です。
- ○個人情報の取扱いに関する同意書・・・個人情報の授受等について同意を得るための書類です。(本人、連帯保証人、担保提供者等)※すでに包括同意書を提出している場合は不要。
- その他必要添付書類・・・「必要添付書類・チェックリスト」等で確認してください。
- ※信用保証委託契約書は令和3年7月1日から徴求時期が融資実行時となったため、融資実行後に 提出いただくことになります。

保証申込手続き

2 保証申込書類記入の注意点

申込書類の記入方法については記入要領を参考にしてください。記入内容は保証審査 上の重要な要素となりますので、漏れなく記入するとともに以下の点に注意してください。

◆ 信用保証委託申込書

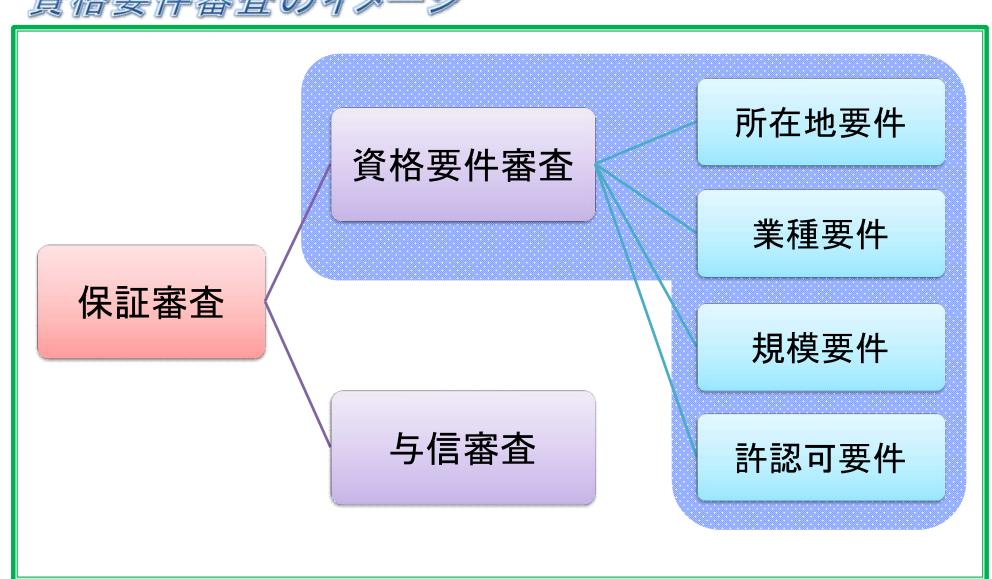
・資本金、従業員数、業種、許認可等は、信用保証制度の利用可否(資格要件)に関 係しますので、申込時点における正確な情報を記入してください。

◆ 信用保証依頼書

- 保証制度、貸付条件等は、利用される制度要綱に沿っているか確認してください。
- ・取引状況は、プロパー融資や保全状況も含めて漏れのないよう記入してください。
- ・金融機関所見では、金融機関としての取上理由や支援方針を明確にしてください。 特に決算書からは見えない定性情報等がありましたら所見欄にご記入願います。

Ⅲ 保証審查(資格要件審查)

資格要件審査のイメージ



所在地要件

▶ 当協会の保証は、静岡県内に店舗・営業所・工場等(以下「事業所」)を有し、事業を 経営している方が対象となります。

(1)個人の場合

静岡県内に住居または事業所があること。

なお、住居とは単なる住民登録上の住所というだけではなく、原則として現に居住している ことが必要です。

(2)法人の場合

静岡県内に本店または事業所があること。

本店の所在地や支店登記・支配人登記の有無にかかわらず、静岡県内において事業 を行っていることを必要とし、本店が単なる登記上の所在地で事業の実態が県内にない 場合は保証の対象となりません。

- ※創業もしくは県外事業者が本県に進出する場合は、原則として本県内での事業着手の確認が必要です。 (ただし、県内創業時の事業着手前に創業関連保証を利用する場合などの例外もありますのでご相談ください。)
- ※保証制度によっては、静岡県内における業歴等の資格要件を定めている場合があります。

業種要件

保証の対象となる業種は、中小企業信用保険法施行令で定める業種であり、一般にいう商工業のほとんどが対象となります。なお、業種判断の基準は、原則として日本標準産業分類に準拠します。

(※詳しくは「信用保証の実務解説 解説編」の「業種分類一覧表」でご確認ください。)

(1)対象外業種

農林漁業、金融業(一部を除く。)、公序良俗の観点から公的機関として支援が難しい業種など。

(※飲食業のうち、風営法第2条第1項第1号から第3号までの接待飲食等営業については、「公序良俗に反するなど社会的に批判を受けるおそれのないもの」に限り対象となります。)

(2)対象業種と対象外業種の兼業

対象業種と対象外業種の兼業者は、対象業種の事業資金として使用されるものに限り、 保証の対象となります。

ただし、対象外業種の属性等によっては取扱いできない場合もあります。

(※農業等との兼業の場合は、売上構成比等により保証対象資金を算出する方法もあります。)

規模要件①

▶ 保証の対象となる中小企業者の範囲は、「資本金」または「常時使用する従業員数」 によって定まっています。なお、兼業している場合は、主たる事業で判定します。

業種	資 本 金	常時使用する従業員数
製造業∙建設業∙運送業等	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業(飲食店を含む)	5千万円以下	50人以下

次の業種については規模要件が異なっています。

ゴム製品製造業 (自動車または航空機用タイヤおよびチューブ 製造業、工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下		
ソフトウェア業・情報処理サービス業	3億円以下	300人以下		
旅館業	5千万円以下	200人以下		

規模要件(2)

▶ 規模要件の判定について

- (1)個人の場合は、常時使用する従業員数が該当していることが要件です。
- (2)法人の場合は、資本金または常時使用する従業員数のいずれかが該当していることが要件です。
- (3)要件判定の従業員数には、会社の役員、個人事業主と同一生計を営む三親等内の親族、臨時 的従業員は含まれません。ただし、名目は臨時雇いでも実質常雇関係にある場合は含まれます。
- (4)資本金が制限を超えている会社で、従業員数が制限の90%を超えている場合には、「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書(控)」等の写しによる従業員数の確認が必要となります。
- (5)従業員数が制限を超えている会社の場合、直近の商業登記簿謄本の写しによる資本金の確認 が必要となります。
- (6)既に保証を利用している企業が増資・増員により規模要件を超えて資格を失った場合、既存 の融資についての保証は有効ですが、新たな保証や根保証継続の取扱いはできません。

許認可要件①

- ▶ 保証の対象となるのは適法に事業を行う中小企業者であり、保証協会では許可等を必要とする事業者については、当該事業に係る許可等を確認します。
- 保証協会が確認する許可等は、事業を行うために法律上必要とされるもののうち、公的な信用保証制度を利用する上で特に必要と認められるものに限定しています。
 ※ただし、必要に応じてその他の許可等を確認させていただく場合もあります。
 - ·許可···食料品製造業、同販売業、飲食店、建設業、運送業、古物営業等
 - •免許 · · · 酒類製造業、同販売業、宅地建物取引業 等
 - •登録 … 測量業、建築士事務所、電気工事業、揮発油販売業 等
 - •認証••• 自動車特定整備事業

【確認のポイント】

- ①申込人と許可等の名義人が一致しているか。
- ② 申込人と許可等の住所(事業所)が一致しているか。
- ③ 有効期限は過ぎていないか。
- ④ 事業内容と許可等の内容が一致しているか。

許認可要件 ②

> 許可等に係る注意事項

(1)法人の場合

・原則として法人名義の許可等を取得していること。 ただし、法人成り企業では、現状の許可等名義人が個人のままであっても、法人成り後も事業内容が

同一である等、法人名義で許可等を受けることが確実であると認められる時は、事後に法人名義の許可等(写)を提出する条件付きで保証することができます。

(2)個人の場合

・原則として申込人名義の許可等を取得していること。

ただし、次の場合は申込人と許可等名義人が異なっていても保証することができます。

- ①生活衛生関係の事業(食料品製造業、同販売業、飲食店営業、興行場営業、旅館業および浴場業に限る)ならびに酒類製造業、同販売業であって、許可等名義人が申込人(実質経営者)と親子、夫婦、兄弟等三親等内の親族である場合。
- ②前記①以外の事業であっても、許可等名義人が申込人(実質経営者)と親子、夫婦、兄弟等三親等内の親族であり、かつ、保証時に申込人および許可名義人の連名による宣誓書を徴求する場合。

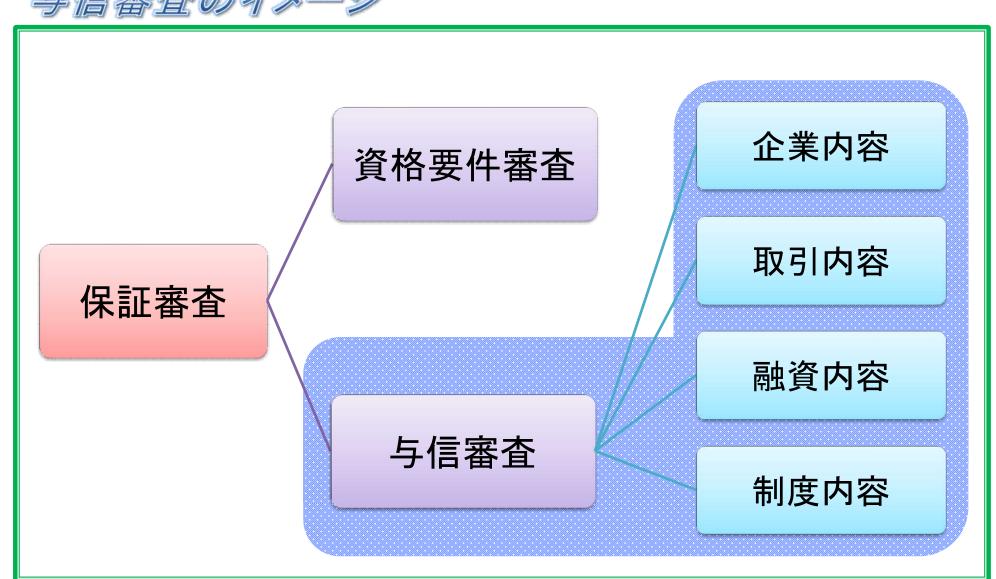
その他

▶ ご利用いただけない方

- (1)税金・社会保険料を滞納し、完納が見込めない方
- (2)手形・小切手・でんさいについて不渡り・支払不能がある方、銀行取引停止処分を受けている方注1
- (3)保証協会注2の代位弁済を受け、求償債務が残っている方注3
- (4)保証協会が事故報告を受領し、事故事由が解消していない方
- (5)保証協会注2の保証付貸付または金融機関固有貸付について延滞等の債務不履行がある場合
- (6)休眠会社
- (7)会社更生、民事再生等法的整理手続中の方注4
- (8) 保証申込みについて、金融あっせん屋等の第三者の介在が判明した方
- (9) 反社会的勢力または虚偽の申請者等
- 注1・・・法人の場合は代表者を含む。第1回不渡り発生後、6か月経過した場合など事業継続に問題のない方を除く。
- 注2・・・他協会を含む。
- 注3・・・求償権消滅保証の対象となる方を除く。
- 注4・・・法的整理申立中の方を含む。事業再生保証の対象となる方を除く。

IV 保証審查(与信審查)

与信審査のイメージ



企業内容

- 企業の沿革や経営者の資質等の「定性面の審査」、取扱品目、取引先、商流等の「事業内容(ビジネスモデル)の審査」、決算書等による「財務面の審査」を行います。
 ⇒基本的には金融機関が行う与信審査と同様のものです。
- 保証協会の審査では、信用保証委託申込書、同依頼書、申込人(企業)概要の記載内容や添付資料等が企業を知る上で重要な材料となります。また、資料の中で不明な点は、申込金融機関の担当者様へ電話等により照会させていただきます。

(1)定性面の審査

・企業の沿革、経営者の資質、後継者の有無、株主の構成、資産背景、業界動向等

(2)事業内容(ビジネスモデル)の審査

・取扱品目(製品、商品、サービス)、取引先、取引条件、関連企業、商流、収益構造等

(3)財務面の審査

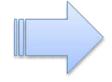
・決算書の連続性(棚卸資産、繰越利益、別表等)、業況の推移、財務分析、事業外流出、 不良資産、規模に比し過大または変動の大きな科目、税金・社会保険料の納付状況、 キャッシュフロー等

取引内容

- ▶ 金融機関および保証協会との取引状況の確認を行います。
- ▶ 保証協会が保証する前提条件は「金融機関が支援したい先」であるため、プロパー 融資による支援状況等も審査の中で参考にします。
- ▶ また、保証利用状況(他金融機関分を含む)から、申込額が保証限度額の範囲内であるか、毎月の返済額や返済振り、既保証口との一本化の可能性等を確認します。

(1)金融機関との取引状況

- ・プロパー残高とその推移
- ・預貸バランスや保全状況
- ・毎月の返済額や返済振り



金融機関の支援状況は? 申込企業との取引深度は? プロパー融資の返済振りは?

(2)保証協会との取引状況

- ・保証残高とその推移
- 事故履歴や保全状況
- ・毎月の返済額や返済振り



信用保証による支援状況は? 保証限度額(制度枠、無担保枠等)の範囲内か? 保証付融資(他金融機関分含む)の返済振りは? 既保証口の借換による一本化は可能か?

保証審査(与信審査)

融資内容(1)

- ▶ 保証の対象となる資金使途は、中小企業者の「事業資金」(事業経営に必要な運転 資金および設備資金)です。
- このため、生活資金、住宅資金、事業用ではない自動車購入資金、投機目的の不 動産や有価証券取得資金等は対象になりません。
- ▶ 事業外流出(貸付金等)が多い先についても、内容を確認するなど注意が必要です。

(1)融資内容の確認

- ・資金使途、金額の妥当性・・・何に使うのか?金額は妥当か?保証の対象となる資金か?
- ・返済条件(返済方法、期間)・・・その返済条件で償還可能か?制度上認められている条件か?
- ・受注計画や設備計画等・・・事業経営上の必要性は?投資効果は?

(2)資金使途に係る注意事項

- (1)旧債振替資金•借換資金
 - 旧債振替資金は原則として保証対象外。ただし、中小企業者の利益等を勘案して保証協 会が特別に認めた場合(事前内諾によるつなぎ資金等)は保証の対象となります。
 - ・既存の保証付融資(運転、設備)の借換資金は、「運転資金」として保証の対象となり ます。ただし、借換口を指定した申込みに対して保証協会が承諾することが必要です。

融資内容 ②

②設備資金全般

- ・保証承諾時の設備内容(購入設備、見積先、見積金額等)のとおりに実行してください。
- ・実行後は、設備実施を確認の上、領収書写・振込書控写等と設備完了確認書を提出してください。なお、車両購入の場合は、車検証の原本を確認した上で、そのコピーも併せて確認資料としてください。
- ・この確認ができない場合、以後の保証取扱いが困難になる他、保証免責となることもありますので、融資実行前に設備内容に変更がないか再確認するなど注意をお願いします。

③不動産購入資金

- ・店舗、営業所、工場など事業経営上必要な不動産であればその購入資金は保証の対象 となります。
- ・不動産業における販売用商品土地の仕入資金も対象となりますが、投機目的で取得する場合は対象外です。
 - ※土地売買業を行っている(行う予定の)不動産業者および宅建免許を有し営業主体が土地売買業である建設業者については、根保証の取扱いはできません。
- ・融資対象物件は原則として担保取得を前提とします。

保証審査(与信審査)

制度内容(1)

- ▶ 中小企業者の多様なニーズにお応えするため、国の政策制度や全国統一制度、 県・市町の制度、当協会の独自制度など、さまざまな保証メニューを用意しています。
- ▶ ご希望の融資内容に応じた保証制度を活用いただくことで、保証料の低減が図られ たり、無担保の別枠を利用できる等のメリットがあります。
- ▶ ただし、保証制度ごとに要件等が定められている場合もあるため、確認が必要です。

(1)代表的な保証制度

- •「普通保証」・・・最もスタンダードな保証制度。保証限度額は無担保8千万円(有担保2億円)。
- ・「経営安定関連保証 |・・・代表的な国の政策制度で1~8号の認定(認定権者は市区町村長)があり、 例えば、利用度の高い5号認定は、国の指定業種で売上減少等の要件を (セーフティネット保証) 満たし認定を受けた企業が、低保証料率(0.68%)で利用可能。保証限度額 は、1~8号共通で普通保証等とは別枠の無担保8千万円(有担保2億円)。
- | 借換保証 | • 既保証口の借換により、毎月の返済負担を軽減させ、資金繰りの円滑化を図る制度。 真水資金(運転・設備)を含めた借換にも対応。「条件変更改善型借換保証」を 利用すれば最大15年の期間設定も可能。

制度内容 ②

(2)協調支援型特別保証

- 期間限定で国の補助により、信用保証料が最大1/2の事業者負担で利用可能。
- 今和7年3月14日から令和10年3月31日までの保証申込受付分が対象の期間限定保証。

制度概要

申込人資格要件	以上(層	融機関 蚀資期間 融機関	から本制 引12か月 の支援	制度によ 以上)(る保証 のプロハ	付き融資 《一融資	資の実行 を受け <i>。</i>	テと原則 ること。			寸き融資額の1割)実行および進捗
保証限度額	2億8,000	万円(組	合等の	場合は	4億8,00	00万円))				
	資格要件①に該当する場合 単位: 年率%										
	区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
	料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	
	補助	0.95	0.87	0.77	0.67	0.57	0.50	0.40	0.30	0.22	
	事業者負担	0.95	0.88	0.78	0.68	0.58	0.50	0.40	0.30	0.23	
信用保証料率	※令和7年3月14日から令和8年3月31日までの保証申込分。令和8年4月1日以降は補助率が1/3に下がる。										
	資格要件②に該当する場合 単位:年率%										
	区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
	料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	_
	補助	0.47	0.43	0.38	0.33	0.28	0.25	0.20	0.15	0.11	
	事業者負担	1.43	1.32	1.17	1.02	0.87	0.75	0.60	0.45	0.34	

制度内容③

- 県制度融資は、県と金融機関・保証協会がその条件に協力して融資を行うものです。
- ▶ 中小企業者に有利な融資条件(長期・固定・低金利)とするため、県から金融機関に対して利子補給を行うとともに、保証協会も保証料率を軽減しています。

(3)県制度融資

- ・「開業パワーアップ支援資金」・・・創業者および創業後5年未満の個人・会社が利用可能。 保証限度額は普通枠内の35百万円。
 - ※「開業パワーアップS」・・・創業者および創業後1年未満で、当協会未利用の個人・会社が利用可能。 保証限度額は普通枠内の10百万円。保証料負担なし。 (取扱期間: 2018年4月1日から2026年3月31日まで(予定))
- ・「経営改善資金」・・・原則として1年以上継続して同一事業を営んでいる個人・会社で、従業員数が、 100人以下(卸売業・小売業・サービス業は50人以下)の場合に利用可能。 保証限度額は普通枠内の50百万円。
- ・「短期経営改善資金」・・・原則として1年以上継続して同一事業を営んでいる個人・会社で、従業員数が、 50人以下(卸売業・小売業・サービス業は20人以下)の場合に利用可能。 保証限度額は普通枠内の7百万円。

≪原則として対象外の資金≫

- ①融資申込前に契約済みまたは購入・設置済みの設備資金(「事前申込」による取扱い方法あり)、
- ②土地取得資金、③県制度以外の既借入金の返済資金、④県外の工場店舗等に要する資金、
- ⑤「3・5・7」ナンバーの自動車購入資金(タクシー、レンタカー、乗降装置付福祉車両等を除く)

一本店・支店所在地と管轄エリア-

本・支店の担当区域と事務所位置略図 (沼津支店担当) 西部地区 ●沼津市 ●熱海市 (浜松支店担当) ●三島市 ●富士市 ●浜松市 ●磐田市 ●富士宮市 ●伊東市 ●御殿場市 ●下田市 ●掛川市 ●袋井市 ●裾野市 ●伊豆市 ●湖西市 ●御前崎市 伊豆の国市 ●東伊豆町 ●菊川市 ●森町 ●河津町 ●南伊豆町 ●松崎町 ●西伊豆町 ●函南町 ●清水町 ●長泉町 ●小山町 河瀬町 ●静岡市 ●島田市 ●焼津市 ●藤枝市 ●牧之原市 ●吉田町 ●川根本町

〒420-8710 静岡市葵区追手町5-4 アーバンネット静岡追手町ビル 4・5・6階



浜松支店



〒430-8666 浜松市中央区田町330-5 遠鉄田町ビル6階



沼津支店



〒410-8691 沼津市米山町6-5 沼津商工会議所会館3階



ご清聴いただき、 ありがとうございました。

